医療的ケア児支援について

資料２-１

１　山口県における取り組み

（1）医療的ケア児支援センターの設置・運営

医療的ケア児支援法の施行を踏まえ、令和４年４月１日に、県医療的ケア児支援センターを東西２箇所に設置し、県医療的ケア児等コーディネーターを配置して家族等への相談対応等業務を実施。

センターの概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名 称 | 山口県東部医療的ケア児支援センター | 山口県西部医療的ケア児支援センター |
| 担当地域 | 岩国市、和木町、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、下松市、 光市、周南市 | 山口市、防府市、宇部市、美祢市、山陽小野田市、下関市、長門市、萩市、阿武町 |
| 所在地 | 周南市久米752番地４ | 下関市生野町2丁目27番７号 |
| 運 営 | 社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園 に委託 | 社会福祉法人じねんじょ に委託 |

（2）医療的ケア児養育家族ピアサポート事業

・家族相談会及び交流会の実施

（3）各種研修の開催

・医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修等

・成育在宅医療研修会

・NICU等入院児移行支援研修会

・介護職員等によるたんの吸引実施研修

（4）医療的ケア児保育支援事業

保育所等における医療的ケア児の受入を可能とするための体制整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀たん等に係る研修の受講等への支援を実施

【対象施設】保育所、認定こども園、家庭的保育事業所

【実施主体】市町

２　医療的ケア児の実態調査

　別添

３　医療的ケア児コーディネーターの配置

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 | 配置年月 |
| クローバーセンター | Ｒ2.5 |
| 障害者生活支援センター | Ｒ2.5 |
| ほのぼの相談室 | Ｒ3.4 |
| ケアプランセンターえびすや | Ｒ3.5 |